令和元年度　玉名市事業所内保育事業設置運営事業者募集要項

玉名市では、待機児童の早期解消を図るため、次のとおり事業所内保育事業の設置運営事業者を募集します。

|  |
| --- |
| 第１　地域型保育事業（事業所内保育事業）について |

事業所内保育事業は、市町村が認可を行う地域型保育事業の一類型で、ほかに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業があります。

国が定める基準を踏まえて市町村が条例で認可基準を定めています。

事業所内保育事業は、事業所の従業員の子どものほか、地域枠として地域の保育を必要とする子どもが利用できる保育施設で、規模によって定員20人以上の保育所型事業所内保育事業と定員19人以下の小規模型事業所内保育事業に区分されます。

なお、今回募集するのは、定員19人以下の小規模型事業所内保育事業です。

市が認可・確認した地域型保育事業を利用できるのは、市町村から3号の保育認定を受けた子どもであり、地域枠における利用調整は市が行います。

また、利用者負担額（保育料）は、市において金額を決定し、保護者は事業所に支払います。市は、公定価格から利用者負担額を差し引いた「地域型保育給付費」を事業所に支払います。

|  |
| --- |
| 第２　募集の趣旨 |

「玉名市子ども・子育て支援事業計画」は、3号認定の量の見込みに対する確保の方策として、利用員の増加、施設改修等による定員増などの方策を実施した上で、量の見込みの確保が当面見込めない場合は、小規模保育事業等の地域型保育事業の参入により確保することとしています。

本市では、保育所等に入所を希望する児童の増加に合わせて待機児童数も増加しており、これらの対応では解消が見込まれない状況です。

そこで、待機児童の早期解消を図ることを目的として、令和元年度中（最短で令和元年10月1日）に開所することが可能な事業所内保育事業を運営する事業者（以下「事業者」という。）を募集します。

なお、本市では、事業所内保育事業を認可するに当たり玉名市家庭的保育事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年条例第42号、以下「認可基準条例」という。）玉名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年条例第43号）、玉名市家庭的保育事業等の認可の審査基準及び認可等の手続に関する要綱のほか本募集要項の諸規定により募集及び選定を行うものとします。

|  |
| --- |
| 第３　募集の概要 |

１　事業者の募集方法

公募による募集とし、本募集要項に定める応募資格、応募条件等を満たす応募者に、小規模型事業所内保育事業の設置、運営等に関する具体的な提案及び認可の申請を行ってもらいます。

２　事業者の選定方法

応募者の提案内容について、市職員で構成する審査会が書類審査及びプレゼンテーション審査により市の審査基準に基づいて総合的に評価したうえで、玉名市子ども・子育て会議での意見を踏まえ事業認可候補者を選定し、市長に報告します。

市長は、この報告を踏まえ、事業者を決定し事業を認可します。

３　選定結果の通知

市長は、選定結果（認可・不認可）について、応募者に対して速やかに通知します。

|  |
| --- |
| 第４　応募資格等 |

１　応募資格

応募資格を有する者は、令和元年度中に事業所内保育事業（以下「事業」という。）を開所することが見込める者であり、かつ、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とします。

⑴　事業を行うために必要な経済的基礎があること。

①　年間事業費の12分の1以上に相当する資金を有していること。

②　直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。

③　直近2年間の会計年度において、いずれの年度も債務超過になっていないこと。

④　破産法、民事再生法、会社更生法などの適用を受けていないこと。又は、これらの適用を受けようとしていないこと。

⑵　社会的信望を有すること。

①　法人（関連団体も含む。）又はその役員が、玉名市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員、熊本県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

②　法人が法人市町村民税、固定資産税、都市計画税等の市税及び法人税、消費税等の国税を滞納していないこと。

２　選定対象からの除外

応募者が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外することがあります。

⑴　事業者の選定に関し、自己に有利な取扱いを求めるために働きかけをするなど、特定の目的をもって、評価員に直接、間接を問わず接触した場合

⑵　提出書類に虚偽又は不正があった場合

⑶　提出書類の受付期限までに所定の書類が揃わなかった場合

⑷　その他不正な行為があった場合

|  |
| --- |
| 第５　募集区域及び募集件数について |

１　募集区域

募集する区域は、熊本県が指定する土砂災害特別警戒区域以外の市内全域とします。

２　募集件数

募集する件数は、１施設とします。

|  |
| --- |
| 第６　諸条件 |

１　施設及び設備に関する条件

⑴　事業は、事業実施者が所有又は賃借する建物において実施すること。なお、賃借する場合は、次の要件を満たすこと。

事業を実施するために直接必要な物件について、国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けているか、又は以下の(a)若しくは(b)のいずれかを満たすこと。

(a)　貸与を受けた土地又は建物について地上権又は賃借権を設定し、かつ当該地上権又は賃借権を登記していること。

(b)　建物の賃貸借期間が5年以上あること。

⑵　施設は、事業者が確保・整備するものとし、開所予定日どおりに開所すること。

⑶　施設は、原則として1階建てとする。なお2階建て以上の建物に整備する場合にあっても施設及び設備の主要部分は1階を利用するものとする。

２　運営に関する条件

⑴　募集する事業の利用定員は、1人以上19人以下とする。また、年齢別の定員構成は、0歳児≦1歳児≦2歳児とすること。

⑵　入所受入児童は、生後6月からを原則とするが、生後6月以前からの受入を提案することも可能とする。

⑶　施設には、施設長、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者（以下「保育従事者」という。）、調理員及び嘱託医（歯科医を含む。）を配置すること。ただし、連携施設又は事業者と同一の法人又は関連法人が運営する社会福祉施設、医療機関等から食事を調理・搬入する場合あるいは調理業務の全部を委託する場合は、調理員を配置しないことができる。

⑷　施設長は、以下の要件をすべて満たすこと。

①　玉名市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員、熊本県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第4号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

②　保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園及び幼稚園において2年以上勤務した経験を有する者であるか、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

⑸　保育従事者の人数は、認可基準条例第47条第2項各号に規定された区分ごとに小数点第2位以下を切捨てて計算した人数を合計し、その人数に小数点以下の端数を切り上げた数に1人を加えた数以上を配置すること。なお、配置する保育従事者の半数以上は、保育士とする。

⑹　保育士は、常時複数を配置すること。

⑺　開所時間は、7時から18時までを基本とし11時間以上とすること。また、保育時間は保育標準時間（11時間）と短時間（8時間）を設定すること。

⑻　利用者の要望に応じて延長保育を実施すること。

⑼　給食は、完全給食とし、自園調理による方法で行うこと。ただし、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知）の2から6までに定められた条件を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとする。また、認可基準条例の定めにより連携施設等による調理・搬入を行うことができる。

⑽　近隣住民との良好な関係を、申請者の責任で確保すること。近隣住民等に対し、新たに施設を整備する場合には、施行時の騒音や安全対策等について適切に説明するよう努め、開所に当たっては、事業内容等を説明すること。また、利用者の送迎に対応するための駐車スペースを適切に確保すること。

３　その他の条件

⑴　認可基準条例第6条第1項各号に掲げる事項に係る連携及び協力を行う連携施設を適切に確保し、必要に応じて書面により取り交わすこと。

⑵　保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じ、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成するように努めるとともに、乳幼児保育の特性に留意して保育を行うこと。また、利用乳幼児の保育の状況に関する記録を整備し、卒園後の受け入れ施設がスムーズな保育を実施できるよう必要な措置をとること。

⑶　利用者負担金（保育料）のほかに、保護者に対して別途費用負担を求めるときは、次の区分により対応を行うこと。

①　上乗せ徴収

事業者が保育の質の向上を図る上で特に必要と認める場合、その費用と公定価格（保護者から受領する利用者負担金額と市から受領する地域型保育給付金）との差額に相当する額の支払い」を保護者から受けること。

（例）職員配置の充実、平均的な水準を超えた施設整備、など

●上乗せ徴収を行う場合の手順

㋐　金額、使途、保護者に支払いを求める理由を書面で提示する。

㋑　保護者に説明を行い、文書による同意を得なければならない。

㋒　保護者から費用の支払いを受けたら領収証を交付する。

②　実費徴収

事業者が提供する便宜に要する費用のうち、以下の費用の支払いを保護者から受けること。

・日用品、文房具等の購入費

・行委参加費

・上記以外で保護者が負担することが適当と認められるもの

●実費徴収を行う場合の手順

㋐　金額、使途、保護者に支払いを求める理由を書面で提示する。

㋑　保護者に説明を行い、同意を得なければならない。

㋒　保護者から費用の支払いを受けたら領収証を交付する。

|  |
| --- |
| 第７　認可申請の手続き（応募方法等） |

１　書類の配布

申請書ほか必要な書類の配布等については、次のとおりとします。

※ 配布期間

令和元年7月1日（月曜日）から同年7月10日（水曜日）まで

市役所の閉庁日は除きます。

※ 玉名市役所ホームページからダウンロード又は玉名市役所子育て支援課窓口にて配布

２　質問の受付

質問がある場合の受付期間等は次のとおりとします。

※ 受付期間

令和元年7月1日（月曜日）から同年7月10日（水曜日）まで

※ 質問は、軽微な場合を除き、別紙1「事業所内保育事業募集に係る質問票」により電子メールにて受付し、回答は7月12日（金曜日）までに市ホームページに掲示します。

・電子メールアドレス　　kosodate@city.tamana.lg.jp

なお、メールの件名は「事業所内保育事業募集に係る質問票」としてください。

３　応募受付期間等

応募を受け付ける期間（認可申請書等の提出期間）は、次のとおりとします。

※ 受付期間

令和元年7月1日（月曜日）から同年7月19日（金曜日）まで

市役所の閉庁日は除きます。

※ 受付時間

9時から12時まで及び13時から17時まで

※ 受付場所

玉名市役所子育て支援課窓口

４　提出書類

提出する書類は、別紙2「提出書類一覧」のとおりとします。なお、提出期限後であっても、市からの指示があった場合には書類の訂正、追加等を行っていただくことがあります。

また、提出部数は、正本1部、副本5部（複写可）とし、各書類にはインデックスを貼付し、それぞれ1部ずつ冊子にしたものを直接提出してください。

５　提出先（問い合わせ先）

〒865-8501

玉名市岩崎163番地

玉名市役所　子育て支援課　保育係

電話　0968‐75‐1120　　ＦＡＸ　0968‐73‐2362

電子メール　kosodate@city.tamana.lg.jp

|  |
| --- |
| 第８　選定までのスケジュールと審査・決定方法 |

１　選定スケジュール

今回の募集については、最短で令和元年10月1日に開所することを想定していることから、次のようなスケジュールを予定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 時　　期 | 内　　容 |
| 令和元年7月1日（月曜日）～同年7月10日（水曜日） | 募集要項及び書類の配布・質問受付期間 |
| 令和元年7月1日（月曜日）～同年7月19日（金曜日） | 応募受付期間 |
| 令和元年7月末まで（日程は別途指示） | 書類審査、現地調査、プレゼンテーション及びヒアリング |
| 令和元年8月中旬まで | 確認申請書の提出 |
| 令和元年９月中旬 | 玉名市子ども・子育て会議 |
| 令和元年9月中旬～下旬 | 認可・確認の決定、通知 |
| 令和元年10月1日以降 | 開所 |

２　事業者の選考と決定方法等

書類審査、現地調査、プレゼンテーションとヒアリング等により総合的に審査を行い、合格点を上回る応募者の中から点数の高い上位2者を候補者として選定します。

選定された候補者について玉名市子ども・子育て会議の意見を踏まえて、市長が認可を決定し、文書により応募者に通知します。

なお、現地調査、プレゼンテーション等の日程については、応募期間終了後に調整します。

３　審査の基準

基本的な事項（応募資格及び応募条件）を確認した上で、それらを満たす応募者について、評価員が別紙3により審査採点を行います。

|  |
| --- |
| 第９　確認の申請について |

１　特定地域型保育事業者の確認申請

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第43条第1項に規定する特定地域型保育事業の確認を行う必要があるので、認可申請と同時に玉名市子どものための教育・保育の支給認定に関する規則（平成27年規則第40号）に規定された確認申請書を提出してください。

なお、確認申請書に添付する書類のうち、認可申請と重複するものについては、提出は不要とします（下記一覧参照）。

※ 確認申請の際に、申請書と一緒に提出する書類一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 添付書類の名称等 | 認可申請との重複等 |
| 申請者の定款、寄付行為、登記事項証明書の写し（申請者が法人の場合） | ○ |
| 施設の平面図 | ○ |
| 施設長予定者履歴書 | ○ |
| 事業計画書（保育の理念、施設の運営方針、保育の内容・特徴ほか） | ○ |
| 職員体制一覧表 | ○ |
| 職員の保有資格証の写し | ○ |
| 収支予算書等 | ○ |
| 利用手続・利用者に対する事前説明等の状況 |  |
| 事故発生時の対応 |  |
| 相談、苦情等の対応のための取組みの状況 |  |
| 秘密保持のための措置 |  |

別紙1

事業所内保育事業募集に係る質問票

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 質問者 | 住所 |  |
| 法人名 |  |
| 担当者 |  |
| 電話番号 |  |

玉名市事業所内保育事業の応募に当たり、以下の質問をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 |  |
| 内容 |  |

※　質問は、１項目につき１枚とし、簡潔にまとめてください。また、質問票は、令和元年7月10日（水曜日）午後5時までにメールで送付してください。

【提出先】

玉名市役所子育て支援課（保育係）

電子メール　kosodate@city.tamana.lg.jp

（電話　0968-75-1120）

別紙2

提出書類一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 番号 | 添付書類名 | 説明 | 様式 |
| 申請書 | 1 | 家庭的保育事業等認可申請書 | 様式第１号 | ○ |
| 2 | 添付書類一覧 | 本書類 | ○ |
| 建物、設備の規模、図面 | 3 | 室内遊具及び備品等のリスト |  |  |
| 4 | 屋外設備リスト |  |  |
| 5 | 位置図 | 屋外遊戯場が施設外である場合は、そこまでの通常の経路と距離を記入すること。 |  |
| 6 | 配置図、建物の平面図 | 配置図は屋外遊戯場の面積が、平面図は室名と面積が確認できること。 |  |
| 7 | 字図 | 事業の用に供するすべての土地について提出すること。 |  |
| 8 | 土地の登記簿謄本又は登記事項証明書 | 原本を提出すること。 |  |
| 9 | 建物の登記簿謄本又は登記事項証明書 |  |
| 10 | 賃貸借契約書又は賃貸借確約書 | 自己所有でない場合。契約書は写し、確約書は原本を提出すること。 |  |
| 11 | 地上権又は賃貸権等権利設定契約書又は確約書 |  |
| 職員関係 | 12 | 施設長予定者履歴書 |  |  |
| 13 | 家庭的保育事業等の施設長　誓約書 | 施設長が法人の理事に就任している場合は、提出不要です。（31で確認） | ○ |
| 14 | 職員配置計画 |  | ○ |
| 15 | 職員名簿 | 職員予定者の名簿 | ○ |
| 16 | 職員の保有資格証の写し | 職員予定者の有する資格を証する書面の写し |  |
| 17 | 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票 | 社会福祉事業等の事業所用 | ○ |
| 運営の方法 | 18 | 収支予算書 | 事業開始年度から2か年分 |  |
| 19 | 事業計画書 | 全体の保育計画、年間事業計画、年間行事計画、日課表 |  |
| 20 | 市税に未納がない証明書 | 直近のもの |  |
| 21 | 管理運営体制 |  | ○ |
| 22 | 食事の委託（外部搬入）要件確認票 |  | ○ |
| 23 | 調理業務委託（又は外部搬入）契約書（又は確約書） |  |  |
| 24 | 食育計画 | ※認可基準条例第16条第1項 |  |
| 25 | 防災計画 | ※認可基準条例第7条第1項 |  |
| 26 | 苦情解決規程 | ※認可基準条例第21条 |  |
| 法人関係 | 27 | 定款 |  |  |
| 28 | 法人登記簿謄本又は登記事項証明書（原本） |  |  |
| 29 | 役員の履歴書 | 理事、監事 |  |
| 30 | 誓約書 | ※児童福祉法第34条の15 | ○ |
| 31 | 役員等名簿兼誓約書 | 暴力団排除関係（理事、監事） | ○ |
| 32 | 残高証明書 |  |  |
| 33 | 法人の決算書（直近3年） |  |  |
| 施設内部規程 | 34 | 運営規程 | ※認可基準条例第18条、運営基準条例第46条 |  |
| 35 | 就業規則 |  |  |
| 36 | 育児・介護休業等に関する規程 |  |  |
| 37 | 非常勤職員の就業規則 |  |  |
| 38 | 給与等支払規程 |  |  |
| 39 | 通勤手当支給規程 |  |  |
| 40 | 旅費支給規程 |  |  |
| 41 | 経理規程 |  |  |
| 42 | その他規程 | 公印管理規程など |  |

別紙3

玉名市事業所内保育事業設置運営事業者募集の

審査項目、審査基準及び配点表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査事項 | 配点 | 小計 |
| 基本方針 | 応募の動機 | ２ | ７ |
| 事業者の概要及び小規模保育事業運営の基本理念 | ５ |
| 経営の安定性 | 現在の経営状態 | ５ | ２５ |
| 事業の継続性 | ５ |
| 職員確保のための方策 | ５ |
| 職員に対する研修及び人材育成に対する考え方 | ５ |
| 保育所等の運営実績 | ５ |
| 計画の妥当性 | 事業実施の実現性 | ５ | １２ |
| 年間収支計算の妥当性 | ５ |
| 定員設定の妥当性 | ２ |
| 事業の運営方針 | 施設長について | ５ | ５５ |
| 保育の方針について | ５ |
| 職員配置について | ５ |
| 施設の衛生管理及び児童の健康管理について | １０ |
| 事故防止等の安全対策 | １０ |
| 連携施設 | １０ |
| 要望、苦情に対する対処方法 | ５ |
| 延長保育等の実施 | ５ |
| 食事の提供 | 食事提供方法について | ５ | １５ |
| 食育・食物アレルギー対応について | １０ |
| 事業の運営施設 | 乳児室・保育室等について | ５ | １０ |
| 屋外遊戯場について | ５ |
| 全体評価 | 事業に対する熱意や意欲が認められる。 | ５ | ２５ |
| 保護者や地域との信頼関係を構築し、連携することが期待できる。 | １０ |
| 安心で質の高い保育を提供できると認められる。 | １０ |
| 合　　計　　 | １４９ |

配点表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 評価 | 配点10点の評点 | 配点5点の評点 | 配点2点の評点 |
| 大変優れている | 10点 | 5点 | 2点 |
| 優れている | 8点 | 4点 |
| 1点 |
| 標準的（普通） | 5点 | 3点 |
| やや不十分 | 3点 | 2点 |
| 0点 |
| 不十分 | 0点 | 0点 |

※ 同点の場合の取扱い

評価員審査会における選定において、同点が生じた場合は次の方法により順位を決定する。

⑴　評価員の採点で1位を獲得した数が多い応募者（同数の場合には、順に2位、3位の獲得数が多い応募者）

⑵　⑴で決まらない場合、評価員の多数決